

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(市民人権局分)(令和6年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	区政推進課	228-7579	無料法律相談業務	大阪弁護士会	—	R6.4.1	無料法律相談を実施するにあたり、法的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整える必要があり、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。 これらを確実に遂行できるのは、大阪を主要な活動地域とし、多数の弁護士が加入している大阪弁護士会が唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約(美原区を除く6区) 31,350円/回 (1回あたり3時間) 単価契約(美原区) 20,900円/回 (1回あたり2時間) 交通費 1,060円/回
2	戸籍住民課	228-7739	堺市市民課事務総合システムソフト保守業務	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店	39,273,960	R6.4.1	本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。 本業務は堺市市民課事務総合システムのソフトウェアの保守を行うものであり、適切な履行には当該システムの詳細な知識及び保守に係る技術が必要である。 仮に、詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、障害発生時の対応が遅延することにより市民サービスを著しく低下させ、保守対応時の設定誤りにより既存の機能を損なうなどの恐れが生じる可能性もあることから、本業務は詳細な知識等を有しない者に履行させることができない。 当該システムの詳細な知識等を有する者は当該システムを構築した富士フィルムシステムサービス株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	
3	戸籍住民課	228-7739	カード裏書き用プリンタ機器保守業務	株式会社ジェイエスキューブ 営業ユニット	1,126,400	R6.4.1	本業務は、市民課にて、住民異動や氏名変更に伴うマイナンバーカード等の券面事項変更を行うために導入しているカード裏書き用プリンタについて保守を行うものである。カードの向き判定やICチップ読み取り、文字編集、住基システム連携等に使用されているアプリケーションやインクリボン等は製造元が独自開発しており、汎用製品ではないため、適正に業務を履行するためには、業務システムと連携しつつ当該機器を正常に動作させるためにソフトウェアの構成や設定など当該機器の詳細な知識や技術が必須であり、当該機器を設計・製造した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に不適当。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該機器の詳細な知識等を有していないことから重大な設定漏れが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的な機器の稼働に影響を与えることが予想される。その場合、カード裏書き業務を手作業で行うことで、窓口の混雑や、書き損じ・記載欄を使い切ることによるマイナンバーカード等の再発行に1か月以上かかるなど、市民に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できるものは、当該機器についての詳細な知識等を有する当該機器を設計・製造した株式会社ジェイエスキューブ以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
4	消費生活センター	221-6538	令和6年度特定計量器定期検査業務及び手数料の徴収事務	一般社団法人大阪府計量協会	9,336,800	R6.4.1	本業務は、計量法第20条第1項の規定に基づき指定した「指定定期検査機関」でなければ当該業務を行うことができない。 令和6年度契約についても令和6年1月4日～1月19日に指定申請者を募集したが、応募は以前から指定を受けている一般社団法人 大阪府計量協会の更新申請のみであった。そこで、当該相手方と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約	
5	生涯学習課	228-7631	東百舌鳥公民館ほかエレベーター設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	1,716,000	R6.4.1	当該エレベーター(東百舌鳥公民館及び金岡公民館)は、平成5年度当初から点検・部品交換・小修理を含むフルメンテナンス方法による保守点検を行っている。今後部品の耐用年数から交換・小修理の必要回数増加が見込まれることを考慮すると、常時良好で安全な状況での運転を確保するため、当該エレベーターの構造を熟知し適切な保守を実施しつつ、不具合発生時に部品の調達等が安定して行える当該エレベーター設備のメンテナンスを担当する業者と随意契約を行うほうが有利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	